

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（委員長談話）

平成 29 年 10 月 6 日

佐賀県人事委員会

委員長 中野 哲太郎

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について勧告を行いました。

本年は、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年から増加していること等を反映して、本年 4 月分の月例給について、民間事業所の従業員の給与が職員の給与を月額平均で 151 円（0.04%）上回る結果となりました。従来、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っており、本年は、月例給の改定を見送ることが適切であると判断しました。ただし、医療職給料表（一）については、医師及び歯科医師の処遇を確保するため、国の俸給表に準じて改定を行う必要があると判断しました。

また、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の支給割合が職員の支給割合を 0.08 月上回っていたことから、0.1 月分の引上げを行い、年間 4.40 月分とすることとしました。

月例給の改定見送りは平成 25 年以来 4 年ぶり、特別給の引上げは 4 年連続となります。

その他、能力・実績に基づく人事評価制度の任用、給与等へ適切な活用や、時間外勤務等の縮減等について、引き続き取組が必要であること等について報告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置の一つとして、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものであり、これまで、重要な役割を担ってきたところです。

本委員会は、職員の給与を決定するうえで、従来どおり、給与制度は公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は国家公務員等の状況を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としています。

県民の皆様におかれましては、どうか人事委員会勧告制度の意義や役割をご了解いただきますとともに、職員が県行政の各部において県民生活を支え県勢発展に努力していることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。